心染症 に関 する特 する特定感染症予防指針 定感染症予防指針 伞 成 の一部 十二年厚生省告示 を改正する告示 第 案新 十五号) 旧 対照 表

性感染症に関

0

改

正

後

現

が 性器、 ジロ 点 等 怠りやすいという特性を有する。 な健康問題である。 殖 比較的軽い症状にとどまる場合もあるため、 可能性がある感染症であり、 して感染するとの特質を共通に有し性的接触により誰もが感染する に器が 問 患した場合には、 として指摘されている。 性感染症の疾患ごとに様々な重篤な合併症をもたらすことが問題 性 題点となっている。 また、 器クラミジア感 んが発生し、 口 マ、 腔 梅毒及び淋帯 等による性的な接触 尿道炎、 母子感染による次世代への影響があり得ることいる。特に、生殖年齢にある女性が性感染症に 又は後天性免疫不全症候群に感染しやすくなる 帯下の増量、 性感染症は、 菌感染症 性器 生殖年齢にある男女を中心とした大き (以下「性的接触」という。 (以下「性 このため、 皮膚粘膜症状、 感染しても無症状であることが多 ル ペスウ 1 感染症」という。 感染した者が、 不妊等の後遺障害や生 ル ス感染症、 咽頭の違和感等の 尖枕 治療を を介 は、 コン が

等 実態を過小評価してしまうおそれがあること、また、性的接触を介 疾患である。 して感染するため、 ことがあるため、 の特徴を有することから、 また、 以下同じ。)が、 性感染症は、 感染の実態を把握することが困難であり、感染の 個人情報の保護への配慮が特に必要であること 自覚症状がある場合でも医療機関に受診しない 患者等(患者及び無症 公衆衛生対策上、 状病原体保有者をいう 特別な配慮が必要な 0

査により把握される報告数は全体的には減少の傾向が見られるもの 及び感染症 号。 化により咽頭感染等の増加が指摘されていることから、 「年層」という。 さらに、 引き続き十代の半ばごろから二十代にかけての年齢層 以下「法」という。 性感染症を取り巻く近年の状況としては、 0) 患者に対する医療に関する法律 における発生の割合が高いことや 第十四 条の規定に基づく発生 (平成十年法律第百十 感染症 性 行動 これらを 動 (以下「 向 0 の多 の調 予 防

る。

性的接触 あり得ることも問題点として指摘されている。 すことが問題点として指摘されている。 や生殖器がんが発生し、 なる等性感染症の疾患ごとに発生する様々な重篤な合併症をもたら 療を怠りやすいという特性を有する。このため、 等の比較的軽い症状にとどまる場合もあるため、 症状であることが多く、 心とした大きな健康問題の もが感染する可能性がある感染症であり、 ジロー 性感染症に罹患した場合には、 性 器クラミジア感 マ、 を介して感染するとの特質を共通に有 梅毒及び淋菌感染症、性器 また、 又は後天性免疫不全症候群に感染しやすく 一つである。 尿道炎、 ヘル (以下 母子感染による次世代への影響が ~ スウイ 「性感染 特に、 帯下の増 性感染症 生殖年齢にある男女を中 ル 生殖年齢にある女性 ス感 し性的接触により誰 症」という。 不妊等の後遺障害 は、 感染した者が、 皮膚粘膜症状 感染しても無 症、 尖點 は

と等の特徴を有することから、 な疾患である。 介して感染するため、 実態を過小評価してしまうおそれがあること、 ことがあるため、 以下同じ。)が、 また、 性感染症は、 感染の実態を把握することが困難であり、 自覚症状がある場合でも医療機関に受診しない 患者等 個人情報の保護への配慮が特に必要であるこ (患者及び無症状病原体保有者をい 公衆衛生対策上、 また、 特別な配 性的な接触を 慮が必要 感染 0 5

これらを踏まえた上で、 ろから二十代前半にかけての年齢層(以下 おける発生の増加が報告されていること等が挙げられることから、 さらに、 性感染症を取り巻く近年の状況として 性感染症対策を進めていくことが重要であ 「若年層」という。)に は、 代の半ばご

傍線の 部 分は改正部 分

行

重 染症 する特定 の対策について、 まん延の防 後天性免疫不全症 がある者 T は いく必要があるため、 要である。 知識とそれ まえた上で、 に対する予防対策としては、 感染症は 小の拡大 感染症予防指針 への普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりが 止 に基 対策等において関連が深いため、正しい知識の普及等 防 早 性 止 本指針に基づく対策と後天性免疫不全症候群に関 候群と性感染症は、 期 感 が 若年層を対象とした予防対策を重 発見 可 染 症 学校等と連携し 及び早期治療により治 対策を進めていくことが (平成二十四 い行 心であり、 動が重 感染する又は感染を広げる可能 年厚生労働省告示第二十一号 感染経路、 重要であ ていく必要がある。 染 る。 症 発生の予防方法、 重 0 このため、 要で 重 予 防には、 症化 点的に推 あ 0 また、 防 進し 性 11-性 感 又

症

性を示すことを目的とする。 切 いくべき課題について、 非 昭 のな医 政府組 施策を推進する必要がある性感染症 和二 本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予に基づく対策との連携を図ることが必要である。 医 **公療関係** 療の提供、 十三年法律第百六十七号)の廃止 織 者 (以下 教育関 正しい知識の普及等 「NGO等」という。)等が連携して取り組 係者、 発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適 当事 者支援団 の観点から新たな取 に 一後も、 ついて、 体を含む非営利組織及び 総合的に予防のために伴う性病予防法(国、 地方公共団体 組 心の方向 んで

ウイルス感染症、 が待され 針 に基 づく予防対策は、 接触を介して感染することがある感染症は、 本指針の対象である性器クラミジア感染症、 B型肝炎を含め多数あることに留意する必要があ 尖圭コンジローマ、 これらの感染症の抑制にも資するものと 梅毒及び淋菌感染症 後天性免疫不 性 器 船へルペス り、 本

は、 なくとも五年ごとに れを変更していくもの 等に関する科学的に 本指針については は、 知 再検討 見、 である。 本指針 感 を加 染 症 え、 の進捗状況の の発生動 必要があ 向 ると認めるとき 評 性 価 感 染症 等を勘案し の検

> について、 づく対策との連携を図ることが必要である。 定感染症予防指針 の防止対策等において関連が深いため、 免疫不全症候群と性感染症は、 必要があるため、 告されている若年層を対象とした予防対策を重 予防対策としては、 感染の拡大防止が可 の予防を支援する環境づくりが重要である。 要であり 性 感 染症 本指針に基づく対策と後天性免疫不全症 0 予 期 防 学校等と連携していく必要がある。 発見及び 12 (平成十 感染の 能 は な疾患 正 可能性がある者への 一年十月厚生省告示 早 L 期治 である。 V 感染経路、 知 療 識とそれに基 により治癒 このため、 正しい知識の普及等 発生の予防 重点的に 特に、 普及啓 第二百十七号) つ 性感染 く注意 候群に関する特 症 方法、 また、 推進し 一発及び 化の 年増 症 に V まん 後天性 していく 0 加 性 対 行 止 する 対 が 感 又 動 延 報染

七号) る性感染症について、 延の防止、良質かつ適切な医療の提 が連携して取り組んでいくべき課題について、 から新たな取組の方向性を示すことを目的 者に対する医 という。)の施行に伴う性病予防法 本指針は、このような認識の下に、 の廃止 後も、 療に関する法律 総合的に予防のための施策を推進する必 国、 地方公共団体、 (平成十年法律第百十四 供、 感染症 (昭和二十三年法律 正 とする。 L 医療関係 い 0 知識 発生 予 防 0) の予防及びまん 及 号。 普 び 及等 民間団体等 感 第 以 染 0 百 下 症 親点 があ 0

く予防対 £, ウイルス感染症、 全症候群を含め多数あることに留意する必要があ また、 性的接触を介して感染することがある感染症 策 本指針の対象である性器クラミジア感 は、 これらの感 尖圭コンジローマ、 染症 0 抑制 にも資するものと期待さ 梅毒及び淋菌感染症 染症、 り、 は、 本指 後天性. 性 針に基づ のほかに 免疫不 ル ~

案して、 ときは、 なお、 治療等に関する科学的 これを変更していくもの 少なくとも五 本 指 12 つい 年ごとに 7 は、 知 見、 性感 再検討 本指 0 染 針 症 る。 を加 0 0 進 発 生動 え ちょく状況 向 必要があると認める 性 の評 感 染 症等を勘な症の検査

第 原 因 0 究明

略

れら四 染症、 向調査の結果を踏まえた指定届出機関の指定の基準 ように、 とされている性器 地域によって偏りがないように留意して、 における対 発生動向調査の改善を図るものとする。 指定届出 をより具体的に示すとともに、 一つの感染症の発生動向を的確に反映できるよう、発 尖圭コンジローマ及び淋菌感染症については、 でづく 別など対策に必要な性感染症の発生動向を把握 ていくものとする。特に、 つ、関係機関、 .機関からの届出によって発生の状況を把握すること 及び 、発生 策に活用するため、十万人当たりの患者数のよう 查 | クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感 充実を図り、 向 の調査につい 関係学会、 調査の結果を基 指定の状況を適宜確認して 法 7 関係団体等と連携し、地 第十四条の規定に基づ 引き続 都道府県は、 指定届出機関を指 本的な情報と (定点選 国は、こ 届 近できる 性別、 出 生 0 定動 き

Ξ

第一 発生の予 及び まん

延

0

防 止

使用、 基本的 重要である。 予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うこと の施策の目標を設定し、 及び しめていくことが重要である。 供して 一及び都道府県等 あるといった情報、 早期治療が性感染症の発生の予防及びまん延の防 考え方 予 いくとともに、 防 接種並びに検査や医療の 特に、 は、 性感染症の予防方法としてのコンドー 性感染症 正しい 検査や医療を受けやすい環境づくり 性感染症 知 0 (識の普及啓発及び性感染症)罹患率を減少傾向へ導くた の発生動向に関する情 積極的な受診による早 報 止 に期 A

略

T 底

して、 は、これ ることとされている性器クラミジア感染症、 を指定するものとする。 ように地域によって偏りがないように留意して、 きるように、 点選定法) 発生動向調 ルス感染 活用していくものとする。 等その改 発生動· - 齢階 ら四 症、 指定届出 の見直 ける対策に活用するため、十万人当たりの患者数 級 査の結果を踏まえた指定届出機関の指定の基 尖圭コンジローマ及び淋菌感染症につい か別 向調査の改善を図るものとする。 つの感染症の発生動向を的確に反映できるよう、 つ、 など対策に必要な性感染症の発生 しに努めるとともに、 機関からの届出によって発生の 充実を図り、 関係機関、関係学会、 向の調査に 特に、 調査の つい ては、 法第十四 結果を 指定の状況を適宜 7人当たりのほど、関係団体等と連携しし 一条第 性器ヘル 都道府県は、 本 指定届 状況を把握 項 な情 の規 ペスウイ て 準(定 は、 出 報 とし 定に 確 0 で性認 玉 す

Ξ

基本的 発生の予防及び 考え方 まん延 0 防

止

7 が くことが 0 0 使用並 国及び 重 予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うこと の施策の目標を設定し、 、つた情 要であ が性 重要である。 びに 都 報、 る。 感染症の発生の予防及びまん延の防止に有効である 道府県等 検査や医療の積極的な受診による早期発見及び 特に、 検査や医療を受けやすい 性感染症の発生動向に関する情報等を提供して は、 性感染症の予防方法としてのコンドー 性感染症の罹患率を減 正しい知識の普及啓発及び 環境づくりを進 向 性 感染 め て < 早

コ ンド 予 効果に 関 する普 及啓

であ とや 染症の予防について啓発がなされるよう働きかけていく必要が 予 係る受診の機会を捉え、コンドームの特性と使用による性感 A ーンドー る。 の製造・販売業者にも協力を求めるべきである。 効果に係る情報を提供していくことが重要であり、 か つ基 正し ンドー 産婦人科、泌尿器科等の医療機関において、 国及び都道府県等は、 本的な効果を有するものであるが、 使い方等の具体的な情報の普及啓発に努めるべき げる物理的障壁として、 ムだけでは防ぐことができない性感染症 口感染症 の原因となる性器及び口腔 コンドームの特性と性感染症の 性感染症の予防 その効果ととも 性感染 があるこ に対する 粘 コンド 膜

查 の推奨と検査機会の

を含む。 とその検査項目を選定するときは、 『及び内容を十分に理解させた上で受診させ、必要に応じて治見の受診を推奨することが重要である。その際には、検査の趣味を行い、性感染症に感染している可能性のある者に対し、検索を行い、性感染症に感染している可能性のある者に対し、検索を行い。 次に結び: 反び淋菌感染症にあっては病原体検査(尿を検体とするもの染の危険性、検査の簡便さ等を考慮し、性器クラミジア感染 その検査項目を選定するときは、無症状病原体保有者からのは健所が自ら検査を実施する場合に検査の対象とする性感染症 体検査を基本として、 付けることができる体制を整えることが重要である。 梅毒及び性器ヘルペスウイルス感染症にあ 検査を実施するものとする。 って

そのため、

都道府県等は、

保健所における性感染症の検

!民が受診しやすい体制を整える.健所における性感染症の検査の

保に努めるとともに、

また、性感

意しつつ、

様

々な検査の機会を活用していくことも重

の活用、

検体の送付による検査など、

1による検査など、個人情報の保証症に関する普及啓発のために

コ ンド ムの 予 防 関 する普 1及啓 発

であ 3 であり、 ムの性感染症の予防効果に係る情報を提供していくことが重 普及啓発に努めるべきである。 確 直 コ る。 実かつ基本的な効果を有するものであり、 接 ンドームは、 接触を妨げる物理的障壁として、 コンドー 避妊の 4 の製造・ 効果のみならず 販売業者にも協力を求めるべ 国及び都道 性感染症 性 感染 府県等は、 その効果につい の予防に対す 症 0 原 コンド 因とな

1

てる

予 K 係る受診の機会を捉え、コンドー 防について啓発がなされるよう働きかけていく必要がある。 な お、 産 婦 人科、 泌尿器科等の 医療 ムの使用による性感染症の 機関に お いて、 性 感

查 一の推 奨と検査機会の提

~ 症 感染の危険性、 とその検査項目を選定するときは、 保健所が自ら検査を実施する場合に検査の対象とする性感染症 療に結び付けることができる体制を整えることが重要である。 旨 を行 スウイ 及び淋菌感染症にあっては病原体検査 及び内容を十分に理解させた上で受診させ、 の受診を推奨することが重要である。 等 府県等 0 実情に応じて検査を実施するものとする。 ルス感染症にあっては抗体検査を基本とし 性感染症に感染している可能性のある者に対 検査の簡便さ等を考慮し、 保健所や医療機関などの検査 無症状病原体保有者からの その際には、 を、 性器クラミジア感染 梅毒及び性器 必要に応じて治 に係る情 うつつ、 検査の 趣 検

ことが 報 会確 そのため、 機に留 行事の活用、 重 保に努めるとともに、 要である。 意し 都道府県等は、 つつ、 また、 検体の送付による検 様々な検査 性感染症 住民が受診しやすい体制を整える 保健所における性感染症 0 に関する普及啓発 機 会を活用 查 の試行など、 していくこと の検 のために

の防止を図ることも重要である。等の支援を行い、必要な場合には、医療に結び付け、感染拡大方法により当該受診者の性的接触の相手方にも必要な情報提供方法により当該受診者の性的接触の相手方にも必要な事項につ当該受診者に、当該性感染症のまん延の防止に必要な事項につである。なお、検査の結果、受診者の感染が判明した場合は、

四 対象者の実情に応じた対策

情に応じた配慮を行っていくことが重要である。予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実

重 に連携し、 が を適切な媒体を用いて行い、広く理解を得ることが重要である ための情報について、 一要である。 重要である。 児童生徒の発達段階及び保護者や地域の理解を踏まえること その際、 けえば、 学校における教育と連動した普及啓発を行うことが 学校における教育においては、 若年層に対しては、 保健所等は、 適切な人材の協力を得、 教育関係機関及び保護者等と十分 性感染症から自分の身体を守る 学習指導要領に則り 正確な情報提供

感染症予防を含めた総合的支援が求められる。 も予防が有効であることから 犯罪被害者支援や緊急避妊のための診療等の場においては、 と生殖に関する健康問題として捉える配慮が重要であるほか、 別な配慮が必要である。 者の意向を踏まえるとともに、 がある。 疾患の原因となりやすく、 無症状の場合が多い一方で、 また、 供を行うことが重要である。 1 につい そのため、 女性は、 ては 解剖学的に感染の危険性が高く、 女性に対する普及啓発は、 子宮頸がんとともに 性感染症及び妊娠や母子 次世代への影響があること等の特性 感染すると慢性的な骨盤内炎症性 ワ 対象者の実情や年齢に応じた特 クチンの効果等についての ワクチンによって また、 それぞれの対象 への影響を性 感染しても 尖圭コン

> る。 には、 のまん延の防止に必要な事項について十分説明し、 合 \$ は、 重要である。 当該 医療に結び 受診者及び な 付け、 お、 検査 性的接触 感染拡大の防止を図ることも重要で の結果、 の相 受診者の感染が 手方に対し、 当該性感染症 判明し た

る。て、学会等が作成した検査の手引き等を普及していくこととすて、学会等が作成した検査の手引き等を普及していくこととするらに、国及び都道府県等は、性感染症の検査の実施に関し

四 対象者の実情に応じた対策

情に応じた配慮を行っていくことが重要である。 予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実

階及び保護者や地域の を行い、 連 所等は、 ける教育においては、 ための情報について、 動した普及啓発を行うことが重要である。 例えば、 教育関係機関等と十分に連携し、 広く理解を得ることが重要である。 若年層に対しては、 理 学習指導要領に則り、 適切な人材の協力を得、 解を踏まえることが重要である。 性感染症から自分の身体を守る 学校に その際、 児童生徒の発達段 正確な情 おける教育 学校にお

がある。 ほ 踏まえるとともに、 疾患の原因となりやすく 無症状の場合が多い か、 題としてとらえる配慮が また、 性感染症及びその妊娠 そのため、 女性は、 解剖 女性に対する普及啓発は、 一方で、 対象者の実情や年齢に応じた特別 学的 重要である。 次世代への影響があること等の特性 に感染の危険性が高く、 感染すると慢性的な骨盤内炎症 の影響を性と生 殖 対象者 に関 感染しても な配 する健 の 意向 慮 0 を

で、そのまん延の防止に向けより一層の啓発が必要である。、感染の防止のための注意を怠りやすいという特性を有するのア感染症は、男性においても症状が軽微であることが多いため一方、性感染症として最も罹患の可能性の高い性器クラミジ

五(略

第三 医療の提

基本的考え方

年層が受診しやすい環境作りへの配慮も必要である。また、若て、個人情報の保護等の包括的な配慮が必要である。また、若は、診断や治療の指針、分かりやすい説明資料等の活用に加えやまん延を防ぐ最も有効な方法である。医療の提供に当たってやまん延を防ぐ最も有効な方法である。医療の提供に当たって性感染症は、疾患や病態に応じて適切に処方された治療薬を

二医療の質の向上

供し、普及させるよう努めることが重要である。がら、診断や治療に関する最新の方法に関する情報を迅速に提加ら、診断や治療に関する最新の方法に関する情報を迅速に提出及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りな

機会の確保を図ることが重要である。
診療科を横断して性感染症の専門家養成のための教育及び研修また、国及び都道府県等は、学会等との連携により、様々なすた、国及び都道府県等は、学会等との連携により、様々な特に、学会等の関係団体は、標準的な診断や治療の指針等に

ニ医療アクセスの向上

都道府県等は、その普及啓発を支援していくことが重要である。また、検査や治療について分かりやすい資料等を作成し、Nび治療に結び付けられる体制作りを推進することが重要であるび治療に結び付けられる体制作りを推進することが重要である特に若年層等が性感染症に関して受診しやすい医療体制の整

で、そのまん延の防止に向けた啓発が必要である。、感染の防止のための注意を怠りやすいという特性を有するのア感染症は、男性においても症状が軽微であることが多いため一方、性感染症として最も罹患の可能性の高い性器クラミジ

五(略

一 基本的考え方

て、個人情報の保護等の包括的な配慮が必要である。は、診断や治療の指針、分かりやすい説明資料等の活用に加えやまん延を防ぐ最も有効な方法である。医療の提供に当たって投与する等の医療が必要な疾患であり、確実な治療が二次感染性感染症は、疾患や病態に応じて適切に処方された治療薬を

医療関係者への情報の提供の強化

及させるよう努めることが重要である。がら、診断や治療に関する最新の方法に関する情報を迅速に普国及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りな

三 学会等の関係団体との連携

県等は、その普及を支援していくことが重要である。断や治療の指針、包括的な治療等にとって有効で分かりやすい学会等の関係団体は、最新の医学的な知見等を盛り込んだ診

0

第四 研 究開 発の 推

准

方に関する研究等の疫学研究によって、 数調 査、 向の分析を行うための追加調査、 ・疫学や薬剤耐性に関する研究、 染症の無症状病原体保有者の推移に関する研究】 生動 の予防対策に役立てていくことが重要である。 後天性免疫不全症候群の発生動向との比較研究、 性感染症の発生動向に関する各種疫学研究を強化 向等に関する疫学研究の推

几 学 群対策の研究と連 リスクや感染の防止に関する意識・ 面における性の行動様式等に関する研究を後天性免疫不全症 围 社 は、 会面と医学面における性の行動様式等に関する研 究、 性感染症を早期に発見し、 性感染症予防策のまん延防止効果に関する研究 携 して進めることが重要である。 芝防止効果に関する研究、感治療に結び付けるための試 行動等を含む社会面と医

なる数値を的確に推計できるよう努めるなど、

な把握に役立てていくことが重要である。

五 略

第五 国 基 本的考え方 際的な連携

うことが国際的には多いことから、 のみならず、 この点を念頭に進めることが重要である。 観点から性感染症 全ウイルス)に感染しやすいということに鑑み、 天性免疫不全症 性感染症に罹患している者がHIV(ヒト免疫-全症候群の主要な感染経路が性的接触であるこ と後天性免疫不全症候群とを併せて取り扱 国際的な連携に当たって 予防対策上

> 第四 研究開 発の 推

(略)

的 の比較研究 な評価が可能となる数値を的確に推計できるよう努めるなど 関の選定の た性感染症の全数調査、 染症の無症状病原体保有者の推移に関する研究、 後の予防対策に役立てていくことが重要である。 発生動向の多面的な把握に役立てていくことが重要である。 発生動向等に関する疫学研 性感染症の発生動向 在り方に関する研究等の疫学研究によって、 発生動向の分析を行うための追加調査、 後天性免疫不全症候群の発生動向 に関する各種疫学研究を 究 の推 地域を限定 例えば、 指定届出 強 化 定量 ٤

地域を限定した性感染症の全

病原体の分

指定届出機関の選定の在り

発生

定量的な評価が可能と 発生動向の多

面

兀

ため 研究等、 要である。 を後天性免疫不全症候群対策の研究と連携して進めることが 国 社会面と医学面における性の行動様式等に関する研 の試行的研究、 は、 |免疫不全症候群対策の研究と連携して進めることが重性会面と医学面における性の行動様式等に関する研究 若年者の性感染症を早期に発見し、 性感染症予防策のまん延防止効果に関する 治療に結び付ける

五 略

第五 基本的考え方 国際的な連携

り扱うことが国際的には多いことから、 策 不 لح 全ウイルス)に感染しやすいということにかんがみ、 のみならず、 後天性免疫不全症候群の主 の観点から性感染症と後天性免疫不全症候群とを併せて取 この点を念頭に進めることが重要である。 性感染症に罹患している者がHIV 要な感染経路 国際的な連携に当たっ が 性的 接触であ (ヒト免疫 予防対 るこ

外国 との 情報交換 0

後天性免疫不全症候群の研究についても、 法 くことが望ましい。 活かしていくことが重要である。 成果等についての国際的な情報交換を推進 や治療方法の開発、 国 本は、 政府間、 研究者間等における性感染症に関する予防 疫学研究や社会面と医学面における研究 また、 情報交換に努めてい 性感染症に関連する ī 我が国の対策

Ξ

第六 関係機関 係 機 関等との連携の強化 等との連携の強化等

育との連携強化による普及啓発活動の充実を図ることが重要で 図ることが重要である。 不全症候群対策等に関係するNGO等との連携等幅広い連携を道府県等と医師会等の関係団体並びに性感染症及び後天性免疫情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都 ての情報発信機能の強化を図るとともに、学校教育と社会教1ることが重要である。また、保健所による普及啓発の拠点と 内閣府、 性感染症対策は、 連携を必要とするものであり、具体的には、 文部科学省等における普及啓発の連携、 普及啓発から研究開発まで、 様々な関係 研究成果の 厚生労働

ことが重要である。 本指針を有効に機能させるためには、本指針の進捗状況の評価及び展開 ら評価を行うとともに、 渉状況について、 定期的に把握し、 必要に応じて、 専門家等の意見を聴きな 本指針に掲げた取組 取組の見直しを行う 0

外国との情報 0

くことが望まし に生かしていくことが重要である。 の成果等についての国法や治療方法の開発、 天性免疫不全症候群の研究に 国 は、 政府間、 研究者間等における性感染症に関する予 際的な情報交換を推進し、 疫学研究や社会面と医学面における研 ついても、 また、 情報交換に努めて 性感染症に関連する 我が国の対策 究 方

\equiv

関係機 関係機関等 関等との連 との連携の強 携の強化 化

不全症候群対策等に関係する各種民間団体との連携等幅広い連道府県等と医師会等の関係団体並びに性感染症及び後天性免疫情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都、内閣府、文部科学省等における普及啓発の連携、研究成果の関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省 携を図ることが重要である。また、 ての機能強化を図るとともに、学校教育と社会教育との 化による普及啓発活動の充実を図ることが重要である。 性感染症 対策は、 普及啓発から研究開発まで、 保健所の普及啓発 々な関 の拠・ 点と 係

本指 針 の進ちょく状況の評価及び展開

行うことが重要である。 きながら評価を行うとともに、 ちょく状況について、 本 指 針を有効に機能させるためには、 定期的に把握し、 必要に応じて、 本指針に掲げた取組 専門家等の意見を聴 取組の見直しを